

長期化するコロナ禍、原油価格の高騰など農業経営に大きな影響を受ける

農業者の皆様へ 支援のご案内

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、中心的な農業の担い手や伊賀牛生産農家、作物（主食用水稲うるち・もち米を除く）を生産し販売する農家の負担軽減を図るため支援します。

【申請期間】

令和4年8月19日（金）～令和5年1月10日（火）

農業経営継続支援事業

支援1. 中心的な農業の担い手、伊賀牛生産農家への支援

認定農業者を始めとした中心的な農業の担い手や、伊賀牛生産農家の経営継続を支援します。

支援2. 加温設備付き園芸施設で生産販売する農業者への支援

燃料代高騰の影響が大きい加温設備を用いて農業生産を行う農業者の経営継続を支援します。

【支援額】

1人につき10万円

※支援1と2は重複して受給できます。



事業詳細HP

農業生産資材購入支援事業

支援3. 作物※を生産販売する農業者への支援

※作物：主食用水稲うるち・もち米を除く。

主食用水稲を除く様々な作物を生産販売する農業者の農業生産資材購入経費の一部を支援します。

【支援額及び対象作物】

- 10aあたり1万円：水稲以外の作物（野菜、果樹、花き等）
- 10aあたり3千円：加工用米、飼料用米、米粉用米、WCS用稲、酒米



事業詳細HP

※事業の詳細は市HPをご覧ください。

【問合せ先及び申請書等提出先】

名張市鴻之台1番町1番地 名張市 産業部 農林資源室

TEL：0595-63-7625 FAX：0595-64-0644

E-mail：nourin@city.nabari.mie.jp

【支援対象者】



<支援1>

次のア～エいずれかに当てはまる農業者

- ア. 認定農業者
- イ. 認定新規就農者
- ウ. 人・農地プランの中心経営体
- エ. 伊賀牛生産農家

<支援2>

令和4年1月1日から12月31日までの間に、野菜・花き等を1カ月以上加温栽培し販売する農業者

<支援3>

令和4年1月1日から12月31日までの間に、作物（主食用水稲うるち・もち米を除く）を市内の1a以上の農地で生産し販売する農業者

【申請方法】

様式第1号「申請書兼請求書」の太枠内に記入、押印のうえ、下記の添付書類を添付して提出してください。

※支援額は3つの支援の合計で50万円が上限となります。

【添付資料】

<共通>

◆振込先の金融機関の口座番号、口座名義人が分かる通帳等の写し

<支援1>

- ◇アの場合、農業経営改善計画認定書の写し
- ◇イの場合、青年等就農計画認定書の写し
- ◇ウ・エの場合、本人であることが確認できる書類（免許証の写し等）

<支援2>

- ◇加温設備付き園芸施設の概要が確認できる書類（申請書裏面の参考様式等）
- ◇期間内に当該施設で生産し販売したことが確認できる書類（販売伝票等）

<支援3>

- ◇対象作物を生産する農地の所在及び面積が確認できる書類（申請書裏面の参考様式等）
- ◇対象作物の販売実績が確認できる書類（販売伝票等）

※農地の地番や面積が分からないときは、農地の位置を地図に示してください。

※農地の所在及び面積は、登記簿、農地台帳、営農計画書などの公的資料に基づきご記入ください。農林水産省が公開している「eMAFF 農地ナビ」で調べることができます。